

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 発注者は、多可町暴力団排除条例施行規則第5条に基づき受注者が暴力団等に該当する旨の回答を受けた場合は、この契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前1項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額（単価契約の場合には、発注者が算出した発注（予定）総額）の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は当該保証金を違約金に充当することができる。
- 4 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(暴力団からの不当介入の排除)

第3条 受注者は、契約の履行に当たり、暴力団等から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出なければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 発注者は、受注者が前2項の規定に違反した場合は、多可町指名停止基準の定めるところにより、指名停止の措置を行う。